

平成23年度当初予算編成方針

平成22年10月22日
宮崎県財政課

I 国の予算編成と地方財政

長引く景気低迷下にある我が国経済は、当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待されている。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっている。

このような経済情勢のなか、国は、今年6月下旬、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目標とする具体的な取組を示した。特に財政健全化目標として、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字化や、公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることなどを掲げるとともに、各種財政指標の最新の状況と財政健全化目標の達成に向けた進捗状況等を検証し、公表することとした。この方針を受けて、平成23年度予算の概算要求組替え基準（平成22年7月27日閣議決定）が定められ、1兆円を超える「元氣な日本復活特別枠」が設定される一方で、前年度当初予算の100分の90を乗じた額が概算要求枠として示され、8月末までに各省庁から要求・要望が提出されたところである。

この方針では、配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改めるとともに、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することとされている。

一方、地方財政については、平成23年度地方財政収支の8月仮試算（以下「仮試算」という。）において、「財政運営戦略」に定める中期財政フレーム及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することとし、地方交付税については、本年度とほぼ同額の16.9兆円の要求がなされ、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保することとされている。

II 本県の財政事情

本年4月に発生した口蹄疫の影響もあって、個人消費は全体としては弱い動きが続いており、本県経済は、一部で持ち直しの動きが進んでいるものの、引き続き厳しい状況にある。

一方、本県の財政については、国の「三位一体の改革」による地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費等の自然増等によって収支不足が拡大し、財政再建団体へ転落することが懸念されたため、平成19年6月に「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムを策定し、集中的な対策を実施してきたところである。

これまで徹底した改革に取り組んでいるにもかかわらず、プログラム策定後の社会経済情勢の変化等によって収支不足額が拡大する一方で、口蹄疫対策に多額の一般財源を要し、また今後も口蹄疫復興対策を講じなければならないことから、引き続き、多額の収支不足額の圧縮と将来にわたって持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取組を着実に実行していく必要がある。

III 予算編成の基本的な考え方

本県では、平成19年6月に策定した「新みやざき創造計画」において、「人口減少・少子高齢社会」、「安全・安心な生活を希求する成熟社会」及び「グローバルな経済・交流社会」の政策課題に対する優先的・重点的施策として「新みやざき創造戦略」を推進するとともに、「行政への信頼回復」及び「地方の自立を求める分権社会の確立」という行財政の課題に取り組み、県民総力戦による新しい宮崎の創造を推進してきたところである。

平成23年度当初予算の編成に当たっては、引き続き、財政改革の着実な実行により、収支不足の圧縮等を図るとともに、選択と集中の理念の下、経済や雇用の回復など緊急的な課題及び本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題に的確に対応するための施策について積極的な展開を図るものとする。

なお、国においては、新政権のもと、様々な分野で大胆な施策の見直しが予想されるため、今後の編成過程においては、国の動向に十分留意し、適時・適切に対応していくものとする。

具体的な方針は、以下に定めるところによるものとする。

第1 基本方針

1 財政改革の着実な実行

本県財政の健全化を一步でも先に進め、次のステップにつなげる観点から、収支不足をできるだけ圧縮し、基金取崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題である。このため、引き続き、財政改革の着実な実行を最重要課題として取り組むものとする。

2 平成23年度重点施策の推進

財政が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策については、積極的に推進する必要がある。このため、県政の直面する課題の解決に向け、「平成23年度事業を検討するに当たっての視点」に基づき、施策を構築するものとする。

なお、重点施策の具体的内容については、別途定める。

3 役割分担等を踏まえた施策の構築・県民の総力を挙げた実行

施策の構築に当たっては、すべての事業について、その必要性はもちろんのこと、国、県、市町村、県民の間の役割分担のあり方を検証するとともに、県民への説明責任を果たせるよう、制度設計を行うものとする。

また、ボランティアやNPO活動との連携・協働に積極的に取り組み、県民の総力を挙げ施策の推進を図るものとする。

第2 全般的事項

- 1 平成23年度当初予算は、年明け1月が知事の改選期に当たるため、骨格予算として編成するが、要求段階においては暫定的に、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を要求するものとする。

当初予算に計上されなかった新たな政策的経費等については、6月補正で計上するが、そのほか年度途中においては、制度改正に伴う経費、災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わないものとする。

また、国庫補助事業についても、原則として追加補正は行わないので、補助金等の追加申請の必要が生じた場合は、財政課と事前に十分調整を図るものとする。

2 予算要求限度額

財政改革の着実な取組及び事務事業の見直しによる財源捻出を図る観点から、平成23年度の当初予算要求においても限度額を設定することとし、県債充当前の一般財源（以下「一般財源額」という。）を基準として次のとおりとする。

なお、予算要求限度額については、各部局における事務事業の見直しの実績等を踏まえるものとする。その場合において、設定された終期の到来前に積極的に休止し、又は廃止する事業にあっては、休・廃止額（今年度当初予算額）の1.5倍を、積極的な歳入確保策（自然増を除く。）にあっては、増収見込額の2分の1を見直し額の実績に含めるものとする。

(1) 公共事業費（事務費を含む）

① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

暫定的に平成22年度当初予算における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の90%の範囲内とする。

なお、最終的には国の予算編成の動向を踏まえた予算編成とするため、十分留意すること。

② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。公共施設の維持管理経費以外の経費については、暫定的に今年度当初予算額の95%の範囲内とする。

③ 直轄事業負担金（市町村等分担金・負担金を除く。）

直轄高速自動車国道事業負担金は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。

直轄高速自動車国道事業負担金以外の経費については、今年度当初予算額（市町村等分担金・負担金を除く。）の95%の範囲内とする。ただし、やむを得ずこの範囲を超えて要求せざるを得ない場合は、別途、財政課と協議するものとする。

④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

(2) その他の経費

次に掲げる経費を除き、今年度当初予算額の75%の範囲内とする。

① 庁舎等維持管理基本経費については、今年度当初予算額の97%の範囲内とする。

② 既に設定された債務負担行為の歳出化に係る経費については、必要かつ最小限度の所要額とする。

③ 新規・改善事業に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各

部局に別途配分する要求枠の範囲内とする。

- ④ いわゆる箱物の建設は、引き続き新規建設を凍結する。増改築については、県民にとって真に必要なものであり、緊急性があるものに限り、別途、財政課と協議するものとする。

- 3 予算要求に当たっては、各部ごとに予算体系表を作成の上、予算全体を通じた体系を整理するとともに、各課ごとに要求に当たっての基本的考え方及び平成23年度の重点的又は主要な施策等を明確にしておくものとする。

特に、複数の部局に関係する事務事業については、これまで以上に、関係部局間で調整し、整合性や効率性を確保するものとする。

- 4 新規・改善事業は、県政の直面する課題等を踏まえ、選択と集中の理念の下、必要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案の上、真に必要と認められるものについて、重点的、効果的及び効率的に取り組むこととする。

なお、原則として、すべての事業に終期（原則3年、最長5年）を設定するものとする。

- 5 職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減等を図るとともに、現行制度の改善や窓口サービスの充実など、新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」を更に積極的に推進するものとする。

なお、「ゼロ予算施策」及び新規・改善事業については、職員提案の活用にも努めるものとする。

- 6 行政組織の簡素合理化、事務処理の簡素効率化等に積極的に取り組むほか、アウトソーシングの一層の推進など行政運営の効率化に努めるものとする。

- 7 すべての事務事業について、国、県、市町村及び県民のそれぞれが果たす役割を的確に判断し、責任分野と負担区分の明確化を図るものとする。

また、市町村等地元負担を伴う事業の見積りに当たっては、事業内容、負担額等について、あらかじめ関係部局及び関係市町村等と十分な協議・調整を行うとともに、事業執行における関係市町村等への十分な情報提供のための措置を講ずるものとする。

- 8 厳しい財政事情にかんがみ、中・長期的見通しに立った財政運営に資するため、予算要求に当たっては、将来にわたる負担の推計に十分留意するものとし、また、国の基準付け等があり、削減等が難しいとされる扶助費や社会保障関係費についても、中・長期的に伸びを抑制する手法について検討を行うものとする。

- 9 不適正な事務処理に対する反省を忘れることなく、引き続き、再発防止策を確実に実行するものとし、予算要求に当たっては、需用費や備品購入費の積算等について、さらに適正を期すものとする。

- 10 県民目線に立った県政推進のため、予算編成過程の透明性を向上させる観点から、引き続き、予算の要求状況等の公表のあり方について検討するものとする。

なお、予算要求に係る資料の作成に当たっては、県民への説明責任を十分果たせるものとするよう、留意するものとする。

第3 歳入に関する事項

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に配慮するものとする。

1 県税

税制改正、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上するものとする。

また、常に、適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税收確保に取り組むとともに、特に、個人県民税については、市町村との連携を密にした徴収対策を進めるものとする。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

地方財政対策、地方財政計画の概要等、国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上するものとする。

なお、平成23年度の地方交付税については、仮試算において、いわゆる出口ベース（地方団体への交付額）では330億円の減とほぼ前年度と同規模の見込みであるが、中期財政フレームにおいては、平成23年度から平成25年度の間は、平成22年度当初予算の水準を実質的に下回らないこととされている。

3 国庫支出金

県の政策目標、国の予算編成、行財政改革の動向等に留意の上、適正な収入見込額を計上するものとする。

4 県債

財政の健全性を確保するため、国の公共事業等に係る歳出見直しの動きも見極めながら、特例的な県債を除き、可能な限り県債発行額の抑制に努めることとし、適正な充当見込額を計上するものとする。

5 分担金及び負担金

事業の性格、受益の限度、他県の状況等を十分に検討し、負担割合の適正化を図るとともに、年度内において適切な納期を設定し、適正な収入見込額を計上するものとする。

6 使用料及び手数料

経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即して、受益者負担の適正化の観点から徹底した見直しを行い、歳入の確保に努めるとともに、適正な収入見込額を予算計上するものとし、原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料のすべてについて見直しの対象とするものとする。

また、県有財産の使用料・貸付料について、既存料金の積算根拠の精査、減免措置の必要性の確認等を行うとともに、新たな使用料・手数料の設定について検討するものとする。

7 財産収入

不用遊休財産については、積極的に売却を推進するとともに、短期的に売却が困難な

もの等については、貸付等による有効活用を図るものとする。

また、生産物については、時価による処分による適正な収入の確保に努め、財産の貸付けについても、低廉なものは改定するなど見直しを行うものとする。

さらに、基金については、確実かつ最も有利な運用に努めるとともに、適正な収入見込額を計上するものとする。

8 その他

- (1) 過年度収入については、整理計画を立て、積極的に収入の確保を図るとともに、その他の諸収入についても新たな収入策の導入を図るなど、積極的に収入増に努めるものとする。
- (2) 広告収入については、公平性や公益を阻害しない範囲において、積極的に収入の確保を図るものとする。
- (3) 特定目的基金については、設置目的に沿った取崩し等による活用を図るとともに、県民ニーズの変化等により必要性が低下した基金については、廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。
- (4) なお、経済対策等を目的として国の平成20年度以降の補正予算により措置された各種基金の対象事業について、その多くが事業終期となる平成23年度の予算化に当たっては、基金の目的に沿って計画的かつ有効な活用を図ることとし、未執行による返還を生じさせないように努めるものとする。

第4 歳出に関する事項

歳出に関しては、義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、今後、国における予算措置の状況や制度改正等の検討状況など、その動向等を見極めた上で、編成過程において適切に対応していくものとする。

1 経費の属性区分

次に掲げる固定的経費等については、経費の属性区分について厳格なチェックを行った上で、事業継続の必要性や制度のあり方、国、市町村、県民との役割分担や負担割合まで踏み込んだ見直し等を行い、徹底した歳出の抑制を図るものとする。

- ・ 人件費、扶助費及び公債費並びに法令等に基づく義務的経費
- ・ 指定交付金
- ・ 既存負担金
- ・ 人件費に準ずる経費
- ・ 臨時経費

2 人件費

給与関係経費は、歳出の大きなウエイトを占め、その動向が財政運営に重大な影響を与え、財政硬直化の要因ともなるので、適正化を図ることとする。

したがって、事業量の増大等については、事務の簡素合理化、民間への委託、職員の

適正配置等により対応するものとする。

3 補助公共事業費

国の予算編成の動向に留意し、枠的な積算でなく、個別事業ごとに検討を行い、国及び市町村との関連性及び投資効果を十分に考慮の上、長期的観点から重点的かつ効率的な投資が行われるよう、事業計画を立てるものとする。

また、公共事業評価や「宮崎県公共事業コスト構造改善プログラム」（平成21年3月策定）に基づき、コスト縮減の一層の推進を図るものとする。

4 県単独公共事業費

事業の必要性、緊急性、補助公共事業等との関連等について個別事業ごとに十分検討し、真に県民生活の質の向上、地域の活性化に資するものに限り重点的に措置するものとする。

5 国直轄事業負担金

国における制度改正や予算編成の動向を的確に把握し、事業の優先度を考慮の上、重点的かつ計画的に措置するものとする。

6 一般国庫補助事業費

国の歳出見直しに関連して、補助金等の廃止・縮小、補助基準の見直し等の動向を十分把握するとともに、事業の緊急性、効果等を検討の上、事業の選択を行うものとする。

特に、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 国庫補助金が廃止し、又は縮小される事業については、県費振替による実施は認めないこととするので、事業そのものを廃止し、又は縮小するものとする。
- (2) 国庫補助金が統合し、又はメニュー化される事業については、対象事業の緊急性、事業効果等を十分に検討し、また、県費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処するものとする。
- (3) 県費による継ぎ足し補助は、原則として、廃止するものとする。

7 物件費等

事務事業の徹底した見直しとともに、需用費、旅費その他の経費節約のための様々な工夫等を行い、必要最小限度の経費となるよう、努めるものとする。

特に、IT調達関係経費については、平成19年度から本運用している「IT調達の標準化」により調達経費の節減・効率化を図るものとし、対象となるシステム等については、「IT調達の適正化について」（平成22年4月15日付け県民政策部長通知）に基づき、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討するものとする。

また、指定管理者制度導入施設に係る委託経費等については、運営の状況を十分把握し、適正な規模であるか検証するものとする。

さらに、不適正な事務処理の再発防止策として、調整事務費については、別途通知するところにより、また、「メリットシステム」については、各部局における平成22年度予算一般事務費の2月補正減額の実績に応じて、措置するものとする。

このほか、国の外郭団体をはじめ各種団体への負担金については、その加入に係る受益との均衡を考慮し、必要性を含め再検討するものとする。

8 県単独補助金

施策の選択と集中を図るため、すべての補助金について、「事業仕分け」の観点にも留意し、県民の意見等を参考にしながら、補助の目的、効果等について客観的な分析・再検討を加え、次に掲げる基準により、ゼロベースからの徹底した見直しを行うものとする。

なお、見直しに当たっては、事前に関係団体等に十分な説明を行うものとする。

- (1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果の少なくなったもの、本来、国、市町村又は県民が実施すべきもの及び末端の補助額が零細なもの認められる補助金については、原則として、廃止するものとする。
- (2) 多額の一般財源を要する補助金及び長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、補助金の廃止・縮小、補助率の見直し、終期の設定等を検討するものとする。
- (3) 他部課の所管事業を含め同種・類似の事業を行っているもの、統合により事業効果が高まると考えられるもの及び交付先が同一であり、事務の合理化が図られるものについては、整理統合による補助金の簡素化・重点化を進めるものとする。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金については、団体自体における自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は、措置しないものとする。
なお、検討に当たっては、「新宮崎県公社等改革指針」（平成22年2月策定）の内容に十分留意するものとする。
- (5) 市町村に対する補助金については、市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した制度への見直しを行うものとする。
また、市町村等が事業主体となる補助公共事業等（補助公共事業に類する構造改善事業等を含む。）に係る市町村負担については、法令等によって定められ、地方債及び地方交付税によつて的確な財政措置が講じられているものであり、当該負担割合を超えて県が任意に行っている県費継ぎ足し補助金は、措置が重複することになるため、原則として、廃止等の見直しを行うものとする。
なお、このような見直しを行うことについては、事前に市町村等関係機関にも十分な説明を行うものとする。

9 貸付金

県の資金管理に及ぼす影響が大きいので、貸付金の目的や効果、資金需要、金融情勢等を考慮の上、貸付の対象、方法及び条件、金融機関の協調等について検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに、その規模について、過去の予算計上実績にこだわることなく必要最小限度にとどめるものとする。

また、貸付時期について資金の効率的活用の観点から検討を加え、資金管理上、分割等の方法も取り入れ、適切な時期に適正な額を貸し付けるものとする。

さらに、貸付金が不良債権化することのないよう、回収には万全を期するものとする。

10 繰出金

特別会計への繰出金については、基準内繰出金に限るとするなど、真に必要な額についてのみ措置することとし、その圧縮に努めるものとする。

1 1 債務負担行為等の設定

後年度に財政負担が義務付けられ、財政運営を圧迫する要因となる債務負担行為は、財政健全化法に基づく「将来負担比率」の算定対象とされ、厳格な対応を必要とするものであることから、長期的視点に立って、対象事業及びその限度額について十分に精査し、安易な設定を行わないこととする。また、設定する場合は、それに要する一般財源総額相当額を捻出することとする。

なお、損失補償及び債務保証についても、後年度に県財政に負担を及ぼすおそれがあるので、特に慎重に対処するものとする。

1 2 事業終期の設定

既定の事業のうち、終期の設定がないものについては、定期的な見直しを行う観点から、事業の内容等を十分に検討し、原則として、終期（原則3年、最長5年）を設定するものとする。

第5 特別会計、公営企業会計等に関する事項

- 1 特別会計及び公営企業会計については、繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされている経費を除き、独立採算で運営しなければならないとされていることを念頭に措置するものとする。
- 2 特別会計の規模については、事業執行に当たって適正なものとし、多大な滞留金や余剰金がないか検証を行い、生じている場合には、原則として、一般会計への繰入れを行うものとする。
- 3 公営企業会計については、経営基盤の安定と地域住民サービス確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて徹底した検討を行い、独立採算を前提に、その合理化・効率化を図るなど経営の健全化を推進するものとする。
特に、県立病院事業については、経営の健全化をより一層図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため、現在策定中である新たな中期経営計画の積極的な推進を図るものとする。
- 4 県が出資等を行っている公社等に対しては、「新宮崎県公社等改革指針」に基づき、組織体制、運営方法、事務事業の見直しなどを指導することにより、経営の効率化、自立化への取組等を積極的に促進し、県財政支出の実効ある削減を図るものとする。
- 5 財政健全化法の趣旨を踏まえ、特別会計、公営企業会計のほか、公社や第三セクターまで含めた県全体の財政規律の状況を検証する必要があることから、それらの財政状況、債務保証のあり方等について、十分に留意するものとする。